



2017年1月作成

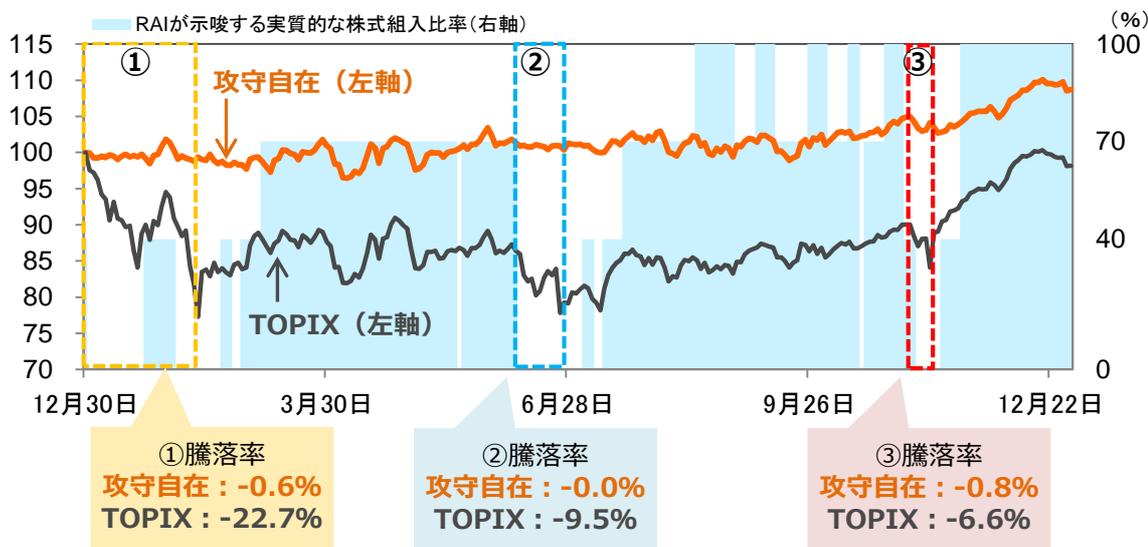
## 2016年の運用の振り返り

2016年前半は、世界経済の景気減速や原油価格の下落など、株式市場は年初から荒れた相場展開となりました。また、6月の英国国民投票で欧州連合（EU）からの離脱が選択されたことや、11月に米国大統領選挙が行われるなど、株式市場に影響を与えたイベントもありました。

このような環境下、当ファンドは下落局面で実質的な株式組入比率を引き下げること、下落幅を抑え、安定した運用を行うことができ、TOPIXを上回るパフォーマンスとなりました。

### 攻守自在とTOPIXのパフォーマンス及び、RAIが示唆する実質的な株式組入比率の推移

(2015年12月30日～2016年12月30日)



年初来騰落率  
攻守自在：8.7%  
TOPIX：-1.9%

※攻守自在のパフォーマンスは基準価額を使用。攻守自在とTOPIXのパフォーマンスは2015年12月30日を100として指数化。※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。※①～③騰落率の期間は、下記の「株式市場の下落局面における当ファンドの運用について」をご参照ください。  
出所：日興グローバルラップ株式会社、ブルームバーグのデータを基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

### 株式市場の下落局面における当ファンドの運用について

#### ① 世界経済の減速懸念、原油価格の下落、円高の進行（2015年12月30日～2016年2月12日）

- 年初から中国株式の急落や原油安、世界経済減速懸念が強まっていたため、当ファンドは株式組入比率を0%まで引き下げ、慎重な運用を行いました。
- 1月下旬以降は、米国およびドイツ株式市場の変動率が低下したことから、株式組入比率を40%に引き上げましたが、2月に入り、株式関連指標の悪化などを受けて、株式組入比率を再び0%まで引き下げたことで、市場が大幅に下落する中、当ファンドは小幅な下落に留まりました。

#### ② 英国のEU離脱選択（2016年6月10日～2016年6月24日）

- 英国のEU離脱への懸念が高まる中、対スイスフランでのユーロの下落やドイツ株式市場の変動率の上昇を受けて、当ファンドは6月10日に実質的な株式組入比率を70%から0%まで引き下げました。
- 23日に英国のEU離脱が決定して以降、世界の金融資産の変動性が高まりましたが、当ファンドは実質的な株式組入比率を0%に維持したことで、株式下落の影響を回避しました。

#### ③ 米国大統領選挙（2016年11月1日～2016年11月9日）

- 10月後半より、米国大統領選挙のクリントン候補の私用メール問題が再燃し、大統領選挙の不透明感が広がる中、当ファンドは株式組入比率を40%まで引き下げ、慎重な運用を行いました。その後は、米国大統領選挙の世論調査でトランプ候補の支持率がクリントン候補を上回ったことや為替が円高に進行したことから、リスク回避の動きが強まり、当ファンドも株式組入比率を0%まで引き下げました。
- 11月9日、トランプ氏の予想外の勝利を受けて、当選直後は日経平均が1日で900円以上下落しましたが、当ファンドは実質的な株式組入比率を0%に維持していたことで下落を抑制することに成功しました。



## ファンドの特色

- 主として、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）の中から、企業の成長性と株価の割安性の両方を考慮した銘柄に投資を行います。
- ✓ ボトムアップ・アプローチによる個別企業の調査等を通じて、企業の成長性と株価の割安性の両方を考慮した銘柄に投資を行います。  
※資金動向および市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。
- 現物株式の組入比率は、原則として高位を維持しますが、株式市場の下落リスクが高まっていると判断される局面では、基準価額への市場変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物を用いて実質的な株式の組入比率を調整します。
- ✓ 実質的な株式の組入比率の調整にあたっては、日興グローバルラップ株式会社（以下、日興グローバルラップ）より投資助言を受けます。  
※資金動向および市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

当ファンドは、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きにより当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## ファンドの費用

投資家が直接的に負担する費用		
購入時手数料	3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の基準価額に乗じて得た額となります。 ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。	《当該手数料を対価とする役務の内容》 販売会社が、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。	受益者が、投資信託を解約する際に支払う費用のことで、長期に保有する受益者との公平性を確保するため、信託財産中に留保されるものです。
投資家が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年率1.7712% (税抜1.64%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用 (信託報酬) の配分は、以下のとおりです。	
合計	年率1.7712% (税抜1.64%)	《当該運用管理費用を対価とする役務の内容》
(委託会社)	年率0.80% (税抜)	信託財産の運用指図 (投資助言会社による運用に関する投資助言を含む)、目論見書・運用報告書の作成等
(販売会社)	年率0.80% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
(受託会社)	年率0.04% (税抜)	信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行、信託財産の計算等
その他費用・手数料	当ファンドの投資助言会社への報酬 委託会社の受取る報酬には、当ファンドにおいて運用に関する投資助言を受けている投資助言会社への報酬が含まれます。その額は、信託財産の純資産総額に、年率0.162% (税抜0.15%) を乗じて得た額とします。 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支払われます。 ◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。	

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。  
※詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。

## ご留意事項

■当資料は、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成した販売用資料です。■当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。■当資料に掲載されている記載事項は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。■当資料中のグラフ、数値等は過去のものまたはシミュレーションの結果であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。■当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。■当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書 (交付目論見書) の内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。



## 委託会社、その他関係法人

- 委託会社 BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等）  
金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第406号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- 投資助言会社 日興グローバルラップ株式会社（運用に関する投資助言）
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理業務等）
- 販売会社 （募集・販売の取扱い等） 販売会社のご照会先は、以下をご参照ください。

お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	
西日本シティ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			